

外来医療機能に関する新規開業医師 への意向確認の結果について

令和6年(2024年)2月 熊本県山鹿保健所

令和4年度から具体的に取り組む事項

第6回熊本県地域医療構想調整会議
(令和4年6月2日)資料3

県外来医療計画に定める方向性のうち、以下の点について取組みを進める。

- ◆ 医療機器※¹の共同利用※²を促進するため、共同利用の実態を調査するとともに、新規購入希望者（更新含む）に対して、共同利用の意向を確認する。

※1：CT、MRI、PET、マンモグラフィー、放射線治療（体外照射）を対象
※2：連携先の医療機関から紹介された患者のために利用される場合を含む

- ◆ 県内で一般診療所を新規開業する医師に対して、届出の際に、初期救急、公衆衛生分野、在宅医療等の外来医療機能への協力について意向を確認する。確認する外来医療機能（地域で不足する機能）は、地域調整会議で協議し設定する。

⇒ 機器購入・開業の届出の際に、県で定めた確認様式を管轄保健所に提出することとし、今後の地域医療構想調整会議でその提出状況を報告する。

その他、県において、地域での協議に必要な初期救急等のデータ収集を継続的に行う。

第9回及び第10回鹿本地域医療構想調整会議
(令和4年度)において協議を行い、以下のとおり
6項目が合意された。

＜地域で不足する外来医療機能＞

- (1) 初期救急(在宅当番医)
- (2) 学校医
- (3) 予防接種
- (4) 産業医
- (5) 在宅医療
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む「新興感染症等に係る診療・検査体制への協力」

協力意向の確認に係る運用について

【運用開始時期】

- 令和5年10月1日（周知期間1カ月程度）

【具体的な方法】

- 菊池保健所において、開業届の提出時に意向確認書の提出を求める

【意向確認結果の報告】

- 年1回程度、鹿本地域医療構想調整会議で事務局から報告を実施



令和5年度 : 新規開業なし

外来医療機能に係る確認書

年 月 日

熊本県知事 様
(菊池保健所長経由)

開設者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

地域で不足する外来医療機能を担うことの意味の有無について、下記のとおり提出します。

医療機関の名称※		電話番号	
開設の場所※			
開設年月日※	年 月 日		
管理者※	住所		
	氏名	電話番号	
診療に従事する医師 の氏名等※	氏 名	担当診療科名	診療日又は 勤務日
			診療時間又は勤務時間
次の外来医療機能を 担うことへの意思	有 ・ 無		
有の場合、 担う予定の 機能 (該当に全て○)	① 初期救急医療（在宅当番医・出動協力医等） ② 学校医 ③ 予防接種 ④ 産業医 ⑤ 在宅医療 ⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む 「新興感染症に係る診療・検査体制への協力」		
無の場合 その理由			

※開設届の写しを添付する場合、記載を省略することができる。(□写しの添付に同意する)

(備 考)

- 届出内容については、地域医療構想調整会議（外来医療提供体制の協議の場合）において共有し、不足する外来医療機能を担う意思がない時には、その理由等について説明を求める場合がある。
- 担う予定の機能に変更が生じた場合には、速やかに本様式により報告すること。